

(特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出)

第五条 令附則第五条第四号に規定する内閣府令・文部科学省令で定める事項は、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第四条第一項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項(次条第四項において「認可事項」という。)以外の事項であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるものとする。

(令附則第七条第一号の意思決定の内容等)

第六条 令附則第七条第一号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とするものとする。

〔一〕三 略

2 令附則第七条第一号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によるものとする。

3 令附則第七条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める契約その他の行為は、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要なものとする。

〔一〕四 略

4 略 (法附則第三条第四号の適用に係る届出)

第七条 略

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出)

第四条 令附則第三条第四号に規定する内閣府令・文部科学省令で定める事項は、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第四条第一項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項(次条第四項において「認可事項」という。)以外の事項であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるものとする。

(令附則第四条第一号の意思決定の内容等)

第五条 令附則第四条第一号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とするものとする。

〔一〕三 略

2 令附則第四条第一号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によるものとする。

3 令附則第四条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める契約その他の行為は、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要なものとする。

〔一〕四 略

4 略 (法附則第三条第四号の適用に係る届出)

第六条 略

省令

○法務省令第二十四号

公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第十条第二項の規定に基づき、公証人定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

公証人定員規則の一部を改正する省令

法務大臣 上川 陽子

公証人定員規則(昭和二十四年法務府令第十号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
公証人定員表	法務局又は地方方法務局	公証人定員表	法務局又は地方方法務局
東京	本局又は支局	東京	本局又は支局
八王子	定員	八王子	定員
府中	一〇四	府中	九八
西多摩	一四八	西多摩	七
静岡	一	静岡	三
静岡	四	静岡	四
沼津	三	沼津	三
富士	一	富士	一
下田	一	下田	一
浜松	二	浜松	二
掛川	一	掛川	一
藤枝	一	掛川	一
袋井	一	袋井	一

備考 表中の「」は注記である。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第八号

領事官の徴収する手数料に関する政令(昭和二十七年政令第七十四号)第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

外務大臣臨時代理 国務大臣 鈴木 俊一

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令
 領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	別表第二 インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">国又は地別</th> </tr> <tr> <th>ベネズエラ</th> <th>ポリバル・ソベラノ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般入国査証</td> <td></td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数次入国査証</td> <td></td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通過査証</td> <td></td> <td>100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	国又は地別		ベネズエラ	ポリバル・ソベラノ	一般入国査証		500		数次入国査証		500		通過査証		100		
種別	単位			国又は地別																
		ベネズエラ	ポリバル・ソベラノ																	
一般入国査証		500																		
数次入国査証		500																		
通過査証		100																		
	改正後																			
備考 表中の「」の記載は注記である。	別表第二 インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">国又は地別</th> </tr> <tr> <th>ベネズエラ</th> <th>ポリバル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般入国査証</td> <td></td> <td>22,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数次入国査証</td> <td></td> <td>22,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通過査証</td> <td></td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	国又は地別		ベネズエラ	ポリバル	一般入国査証		22,000		数次入国査証		22,000		通過査証		2,000		
種別	単位			国又は地別																
		ベネズエラ	ポリバル																	
一般入国査証		22,000																		
数次入国査証		22,000																		
通過査証		2,000																		
	改正前																			

備考 表中の「」の記載は注記である。	別表第一																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">国又は地別</th> </tr> <tr> <th>ベネズエラ</th> <th>ポリバル・ソベラノ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>遺産の保護管理</td> <td>遺産の額の2/100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>遺言の公証</td> <td>3,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3から12まで</td> <td>削除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>一般入国査証</td> <td>1,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>数次入国査証</td> <td>3,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>通過査証</td> <td>400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>再入国の許可の有効期間の延長</td> <td>1,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>難民旅行証明書の有効期間の延長</td> <td>1,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>削除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>国籍証明</td> <td>2,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>在留証明</td> <td>700</td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明</td> <td>700</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>職業証明</td> <td>1,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>翻訳証明</td> <td>2,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>署名又は印章の証明</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ官公署に係るもの</td> <td>2,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロその他のもの</td> <td>900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>遺骨証明</td> <td>1,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>原産地証明</td> <td>2,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>日本品の外国輸入証明</td> <td>2,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>船内遺留品目録証明</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>航行報告証明</td> <td>700</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>第19号から前号までに掲げるもの以外の証明</td> <td>1,100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	国又は地別		ベネズエラ	ポリバル・ソベラノ	1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100		2	遺言の公証	3,100		3から12まで	削除			13	一般入国査証	1,600		14	数次入国査証	3,300		15	通過査証	400		16	再入国の許可の有効期間の延長	1,600		17	難民旅行証明書の有効期間の延長	1,400		18	削除			19	国籍証明	2,400		20	在留証明	700		21	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	700		22	職業証明	1,100		23	翻訳証明	2,400		24	署名又は印章の証明				イ官公署に係るもの	2,400			ロその他のもの	900		25	遺骨証明	1,400		26	原産地証明	2,400		27	日本品の外国輸入証明	2,100		28	船内遺留品目録証明	500		29	航行報告証明	700		30	第19号から前号までに掲げるもの以外の証明	1,100		
種別	単位			国又は地別																																																																																																
		ベネズエラ	ポリバル・ソベラノ																																																																																																	
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100																																																																																																		
2	遺言の公証	3,100																																																																																																		
3から12まで	削除																																																																																																			
13	一般入国査証	1,600																																																																																																		
14	数次入国査証	3,300																																																																																																		
15	通過査証	400																																																																																																		
16	再入国の許可の有効期間の延長	1,600																																																																																																		
17	難民旅行証明書の有効期間の延長	1,400																																																																																																		
18	削除																																																																																																			
19	国籍証明	2,400																																																																																																		
20	在留証明	700																																																																																																		
21	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	700																																																																																																		
22	職業証明	1,100																																																																																																		
23	翻訳証明	2,400																																																																																																		
24	署名又は印章の証明																																																																																																			
	イ官公署に係るもの	2,400																																																																																																		
	ロその他のもの	900																																																																																																		
25	遺骨証明	1,400																																																																																																		
26	原産地証明	2,400																																																																																																		
27	日本品の外国輸入証明	2,100																																																																																																		
28	船内遺留品目録証明	500																																																																																																		
29	航行報告証明	700																																																																																																		
30	第19号から前号までに掲げるもの以外の証明	1,100																																																																																																		
	改正後																																																																																																			
備考 表中の「」の記載は注記である。	別表第一																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">国又は地別</th> </tr> <tr> <th>ベネズエラ</th> <th>ポリバル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>遺産の保護管理</td> <td>遺産の額の2/100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>遺言の公証</td> <td>150,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3から12まで</td> <td>削除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>一般入国査証</td> <td>79,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>数次入国査証</td> <td>158,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>通過査証</td> <td>18,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>再入国の許可の有効期間の延長</td> <td>79,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>難民旅行証明書の有効期間の延長</td> <td>66,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>削除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>国籍証明</td> <td>116,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>在留証明</td> <td>31,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明</td> <td>31,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>職業証明</td> <td>52,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>翻訳証明</td> <td>116,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>署名又は印章の証明</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ官公署に係るもの</td> <td>118,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロその他のもの</td> <td>44,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>遺骨証明</td> <td>66,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>原産地証明</td> <td>116,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>日本品の外国輸入証明</td> <td>100,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>船内遺留品目録証明</td> <td>23,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>航行報告証明</td> <td>34,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>第19号から前号までに掲げるもの以外の証明</td> <td>55,500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	国又は地別		ベネズエラ	ポリバル	1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100		2	遺言の公証	150,000		3から12まで	削除			13	一般入国査証	79,000		14	数次入国査証	158,000		15	通過査証	18,500		16	再入国の許可の有効期間の延長	79,000		17	難民旅行証明書の有効期間の延長	66,000		18	削除			19	国籍証明	116,000		20	在留証明	31,500		21	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	31,500		22	職業証明	52,500		23	翻訳証明	116,000		24	署名又は印章の証明				イ官公署に係るもの	118,500			ロその他のもの	44,500		25	遺骨証明	66,000		26	原産地証明	116,000		27	日本品の外国輸入証明	100,000		28	船内遺留品目録証明	23,500		29	航行報告証明	34,000		30	第19号から前号までに掲げるもの以外の証明	55,500		
種別	単位			国又は地別																																																																																																
		ベネズエラ	ポリバル																																																																																																	
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100																																																																																																		
2	遺言の公証	150,000																																																																																																		
3から12まで	削除																																																																																																			
13	一般入国査証	79,000																																																																																																		
14	数次入国査証	158,000																																																																																																		
15	通過査証	18,500																																																																																																		
16	再入国の許可の有効期間の延長	79,000																																																																																																		
17	難民旅行証明書の有効期間の延長	66,000																																																																																																		
18	削除																																																																																																			
19	国籍証明	116,000																																																																																																		
20	在留証明	31,500																																																																																																		
21	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	31,500																																																																																																		
22	職業証明	52,500																																																																																																		
23	翻訳証明	116,000																																																																																																		
24	署名又は印章の証明																																																																																																			
	イ官公署に係るもの	118,500																																																																																																		
	ロその他のもの	44,500																																																																																																		
25	遺骨証明	66,000																																																																																																		
26	原産地証明	116,000																																																																																																		
27	日本品の外国輸入証明	100,000																																																																																																		
28	船内遺留品目録証明	23,500																																																																																																		
29	航行報告証明	34,000																																																																																																		
30	第19号から前号までに掲げるもの以外の証明	55,500																																																																																																		
	改正前																																																																																																			

附則

1 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

2 この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○外務省令第九号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第二百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

外務大臣臨時代理

国務大臣 鈴木 俊一

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条 国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

備考
表中の「」の記載は注記である。

(別表)

[略]

中南米

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料 (10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料 (5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料 (限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料 (渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料 (査証欄増補)	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料 (渡航書)
[略]								
ベネズエラ	ホリバル・ツペラノ	8,700	6,000	3,300	3,300	900	1,400	1,400
[略]								

改正後

(別表)

[略]

中南米

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料 (10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料 (5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料 (限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料 (渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料 (査証欄増補)	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料 (渡航書)
[略]								
ベネズエラ	ポリバル	421,000	289,500	158,000	158,000	42,000	66,000	66,000
[略]								

改正前

備考 表中の「」の記載は注記である。	国又は地域		[略]	ベネズエラ	[略]	
	種別	単位		ホリバル・ソペラノ		
	3	旅券法(昭和26年法律第267号)第5条第1項本文の一般旅券の発給 (旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第382号)による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令(以下「改正前の政令」という。)第1条第6項の適用を受ける場合(10年旅券:永住目的等))			1,300	
		(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(10年旅券:JICA関連))			300	
	4	旅券法第5条第1項ただし書の一般旅券の発給 (改正前の政令第1条第6項の適用を受ける場合(5年旅券:永住目的等))			900	
		(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(5年旅券:JICA関連))			200	
	国又は地域		[略]	ベネズエラ	[略]	
	種別	単位		ポリバル		
	3	旅券法(昭和26年法律第267号)第5条第1項本文の一般旅券の発給 (旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第382号)による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令(以下「改正前の政令」という。)第1条第6項の適用を受ける場合(10年旅券:永住目的等))			63,000	
		(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(10年旅券:JICA関連))			16,000	
4	旅券法第5条第1項ただし書の一般旅券の発給 (改正前の政令第1条第6項の適用を受ける場合(5年旅券:永住目的等))			42,000		
	(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(5年旅券:JICA関連))			10,500		

改正後

改正前

第二條 領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令(平成十二年外務省令第三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改める。

附則

- 1 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。
- 2 この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第二百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○文部科学省令第一号
 ○経済産業省令第一号
 原子力規制委員会規則

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十五条の五第二項第八号の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

文部科学大臣 林 芳正
 経済産業大臣臨時代理
 国務大臣 小此木八郎
 原子力規制委員会委員長 更田 豊志

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令
 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令（平成二十五年 文部科学省 令第二号）の一部を別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附則

この命令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

別表 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部改正に関する表

	改 正 後	改 正 前
	<p>（中長期計画に定める業務運営に関する事項）</p> <p>第三条 機構に係る通則法第三十五条の五第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 放射性廃棄物の処理及び処分（機構法第十七条第一項第五号に掲げる業務に係るものを除く。）並びに原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十三条第二項第二号に規定する加工施設、同法第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設、同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設、同法第五十一条の二第二項に規定する廃棄物埋設施設、同条第三項第二号に規定する廃棄物管理施設、同法第五十二条第二項第七号に規定する使用施設、同項第八号に規定する貯蔵施設及び同項第九号に規定する廃棄施設並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）第三条第二項第五号に規定する使用施設、同項第六号に規定する貯蔵施設、同項第七号に規定する廃棄物貯蔵施設、同法第四条の二第二項第四号に規定する廃棄物詰替施設及び同項第五号に規定する廃棄物貯蔵施設をいう。）の廃止措置に関する計画</p> <p>[三〇六 略]</p>	<p>（中長期計画に定める業務運営に関する事項）</p> <p>第三条 機構に係る通則法第三十五条の五第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 放射性廃棄物の処理及び処分（機構法第十七条第一項第五号に掲げる業務に係るものを除く。）並びに原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十三条第二項第二号に規定する加工施設、同法第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設、同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設、同法第五十一条の二第二項に規定する廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設、同法第五十二条第二項第七号に規定する使用施設、同項第八号に規定する貯蔵施設並びに同項第九号に規定する廃棄施設並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）第三条第二項第五号に規定する使用施設、同項第六号に規定する貯蔵施設、同項第七号に規定する廃棄施設、同法第四条の二第二項第四号に規定する廃棄物詰替施設及び同項第五号に規定する廃棄物貯蔵施設をいう。）の廃止措置に関する計画</p> <p>[三〇六 略]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。